（法第２８条第１項関係）

２０１9年度事業計画書

　　　　　　　　　特定非営利活動法人京都教育サポートセンター

１　事業実施の方針

　当法人は、設立１8年目の事業年度を下記のように実施します。

* 学習サポート事業
	+ 個別指導による基礎錬成・高校卒業程度認定試験受験・高校大学受験などに対応したサポートを行う。個別指導であるために年齢は関係なく現状の学力から目標（進学・復学・高認取得）に向けて期間設定と併せてカリキュラムを作成し、実施します。
	+ 小学校低学年の発達障害を対象とした「療育系学習サポート」を実施します。従前に実施していた「ことばのがくしゅう」からもっと幅広く生活に必要な学習を必要とされる方へのサポートを行っていきます。漢字の読み書き・四則計算・時間の数え方や見方・日付の概念・数字の数えること・言葉を頭にイメージする練習・滑舌など広くサポートします。
* 居場所提供事業
	+ 毎週火曜日～土曜日の１１時～１８時の間、居場所として事務所を利用していただき自由に過ごしていただく。過ごす中で他人との関わりをしながら気づきを得て、社会的自立に向けての勇気と自信を培うお手伝いをします。
* フリースクール事業
	+ 「歩プロジェクト」年間を通して社会的活動やレクリエーション活動を実施して他人と関わること。様々な経験を得ることを目的とします。この事業は社会活動（フリマ参加・商店街清掃活動参加など）・パーティ系統（クリスマス会・ハロウィン・年度末パーティ・忘年会など）・他団体主催の行事参加（祇園祭・十日戎・野球大会参加など）がこのカテゴリとします。
	+ することが決まったテーマで人が集い、人と関わるための場を提供する「歩プロジェクト定期活動」を実施します。２０１９年度は「学食Walk」「体を動かそう（仮称）」「健康体操教室」「出かけよう（仮称）」「ものづくりかふぇ」で実施し、希望などを聞いて新規のものも設置可能です。
	+ 「歩プロジェクト」は内部生・内部生以外関係なく参加可能として２０１９年度も運営いたします。（ただし、参加費などが異なります）
* 各種相談・訪問事業
	+ 当所へ通うことの有無は問わず不登校・ひきこもり・学校中退などの若者に対する当事者・支援者への相談を随時実施します。
	+ 様々な対人関係の悩みや、心理面のサポートを広く行う有料相談事業を実施します。
	+ 年で何回か事務所以外の場所で相談事業を実施します。各種相談会やシンポジウムなどへの参加をし、この事業の広報も含めた相談活動を行います。
	+ 相談活動の種類として、利用生以外の保護者・本人に対してＳＮＳを使用した相談活動・、メール相談・電話相談活動を行います。
* その他
	+ リユース活動として物品の寄贈を受け付け、内部で使用または希望者に贈呈し、使っていただく活動をします。またフリマ（アプリ利用も含）に参加してリユースの活動促進と売上を一部運営費として使用します。

２　定款に基づく事業の実施に関する事項

　(1) 特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事　業　内　容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人　　　数 | 支出額(千円) |
| 不登校等の青少年に対する総合的な学習支援事業 | * 不登校の状態で学力不振の状態にある生徒等に対する学習指導の教室設置および運営
* 不登校の状態にある生徒等に対する家庭学習指導員の派遣による訪問支援
* フリースペースを提供し、不登校等の状態にある生徒等に対して、自立した社会生活を目指すための総合支援活動
* 社会的自立へ向けた社会性の向上を目的とした総合プロジェクト活動
* 環境整備目的の総合的活動
 | 随時随時毎週火曜日から土曜9時半～1８時随時毎月第２金曜日 | 事務所京都府下事務所事務所周辺施設など商店街周辺 | １８１１８１８２ | 生徒３５生徒５生徒３５外部８生徒３５外部８生徒３ | ５００事業全体　 |
| 不登校等の青少年に対するレクリエーション事業 | * 自立支援活動「歩プロジェクト」として各種レクリエーション活動・定期活動を行う
 | 随時 | 事務所京都府下 | １８　　 | 生徒３５外部１５ | ５００ |
| 不登校等になった青少年に関する相談及び支援事業 | * 不登校等の状態にある生徒の保護者に対する相談

・不登校・ひきこもりの状態にある若者に対する本人または保護者に対しての家庭訪問（相談）活動・心理面・対人面有料相談・ＳＮＳ・メール・電話を用いた相談活動 | 随時 | 事務所京都府下事務所事務所 | ２２３１　 | 保護者６０保護者５相談者２０相談者１０ | ５００合計 |